

夏季における院内の服装等について

平成 23.4.27
議院運営委員会理事会

夏季における院内の服装等については、衆議院規則第211条及びこれまでの議院運営委員会等の申合せを踏まえ、電力需給逼迫に対応するため、改めて下記のように申し合わせる。

記

- 1 冷房については、電力需給逼迫に対応するため、28℃を目途とする。
なお、別途節電目標設定についての資料を添付し、一層の節電の協力をお願いする。

春季の節電では、消灯、エレベーター使用の抑制等により、従前より28%の節電が可能となつたが、夏季は冷房が加味されることで、従来の節電対策に加えて、さらなる節電をする必要がある。

については、議員会館の冷房の指針として、以下について、特段の留意をお願いする。

- (1) 各議員室においては、厳密な冷房温度の設定（最低28℃）をすること。
- (2) 各議員室の各部屋を効率的に使用し、使用をしない場合は停止すること。
- (3) ブラインドで遮光し、節電効率を上げること。
- (4) 扇風機を効果的に使用すること。
- (5) 残業を極力減らし、開館時間外の使用を控えること。
- (6) (1)～(5)の組み合わせにより、最大限の節電をできるように工夫すること。

- 2 服装については、次のような扱いとする。

- (1) 院内（委員室を含む）においては、上着、ネクタイを着用しないことを可とする。
その際、長袖又は半袖の襟付きシャツを着用する。
(なお、ポロシャツ、Tシャツ、半ズボン等は不可)
- (2) 本会議場においては、議員記章を付けた上着（半袖上着を含む）を着用する。
(ネクタイは着用しないことを可とする)
- (3) 女性議員の服装は、(1)及び(2)に準じて対処願う。

- 3 議員の身分証明書の提示について

議員記章を帯用しないで登院する場合は、「国家公務員 IC カード」を院内等の入口で提示する。

- 4 期間は、平成23年5月1日から10月31日までとする。